

《令和2年12月31日までの治療終了の方用》

不妊に悩む方への特定治療支援事業申請手続きについて

久留米市では、不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成しています。

特定不妊治療

- 助成対象治療 指定医療機関における「体外受精」又は「顕微授精」
- 助成対象者 久留米市の住民基本台帳に記載されている戸籍上のご夫婦
※治療開始時に法律上の夫婦であること
- 所得制限 ご夫婦の所得金額が合計で730万円未満
申請日が1月～5月の場合 前々年中の所得
申請日が6月～12月の場合 前年中の所得
- 助成期間・回数 初めて助成申請をした際の妻の治療開始時の年齢が…
40歳未満の場合 43歳になるまでに通算6回まで
40歳以上43歳未満の場合 43歳になるまでに通算3回まで
※他自治体で助成を受けたことがある場合は、その回数も含む
- 助成額 初回治療 上限額35万円
2回目以降 上限額15万円
2回目以降年度初回 上限額20万円（治療終了日が前回の申請の翌年度以降の場合）
（裏面表の治療ステージがCまたはFの場合、35万円及び20万円のものは12.5万円、15万円のものは7.5万円がそれぞれ上限額となっています。）

男性不妊治療 平成31年度より初回治療の助成額を20万円から35万円に拡充
特定不妊治療に至る過程の一環として行われた男性不妊治療に対して助成を開始します。

- 助成対象治療 指定医療機関又は指定医療機関が紹介した医療機関で行われた精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
（例：TESE、MESA、TESA、PESA）
（裏面表の治療ステージがCの場合は対象外です）
- 助成額 初回治療 上限額35万円 ※男性不妊治療の治療開始日
平成31年4月以降が対象
2回目以降 上限額15万円
2回目以降年度初回 上限額20万円

※特定不妊治療と男性不妊治療を併せて申請される方へ

初回治療費及び年度初回治療費は、市の独自助成分（上限額5万円）を上乗せしています。特定不妊治療と男性不妊治療を申請される場合、いずれかの治療分のみに市の独自助成分を上乗せします。どちらの治療に適用するかは、申請手続き時に必要な情報を提供し、申請者の方に選択していただきます。

【申請期限にご注意下さい】

申請は、不妊治療（薬品投与～妊娠の判定）1回ごとに終了した日から原則30日以内に行ってください。
1年度（当年4月1日～翌年3月31日）の間に終了した治療の申請期限は翌年度の4月末までです。
これ以降は予算の都合上お支払いできませんのでご注意ください。

（例：R2.4.1～R3.3.31の間に治療が終了した場合は、R3.4.30（金）までが申請期限）
特に、年度末（3月下旬）に治療が終了した場合は、申請期限が30日より短くなる場合もございますのでご注意ください。

注1）「1年度」とは、当年4月1日から翌年3月31日までの1年間を指します。

注2）治療が終了した日（治療終了日）は、申請書類の「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」の「今回の治療期間」欄の終わりの日です。

（お問い合わせ・申請先）久留米市子ども未来部 こども子育てサポートセンター（市役所16F）
Tel0942-30-9731

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精(夫)	(前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					(胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点滴薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与
						胚移植	黄体期補充療法		胚移植	黄体期補充療法			
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	1日	7~10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

* B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。